

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止について定めるものとする。 (第1条関係)

二 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止

租税特別措置法第88条の8に規定する揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例については、令和8年3月31日限り廃止するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。 (第2条関係)

三 地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置

政府は、二に定める措置を講ずる場合においては、地方揮発油税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。 (第3条関係)

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止について定めるものとする。

(揮発油税及び地方揮発油の税率の特例の廃止)

第二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の八に規定する揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例については、令和八年三月三十一日限り廃止するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置)

第三条 政府は、前条に定める措置を講ずる場合においては、地方揮発油税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。